

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 11 月 5 日医が第 734 号（局長決裁）

最近改正 令和 2 年 3 月 30 日医が第 1360 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、小児訪問看護を行う訪問看護ステーションの開設者（以下「補助事業者」という。）が、自身が営む小児訪問看護を行う訪問看護ステーションに勤める訪問看護師の資質向上のために受講させる研修の経費を支援することにより、市内の小児訪問看護環境を確保することを目的とする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）小児訪問看護

小児訪問看護とは、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある 20 歳未満の者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助のことをいう。

（2）訪問看護ステーション

訪問看護ステーションとは、健康保険法（大正 11 年法第 70 号）に定める利用者に訪問看護を提供する事業所（病院及び診療所は除く。）のことをいう。

（補助事業者の範囲）

第 3 条 この要綱における補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）小児訪問看護を行う訪問看護ステーションを市内において運営していること。

（2）申請日において、研修を受講させる訪問看護師が勤める訪問看護ステーション（以下、「補助対象訪問看護ステーション」という。）が、1 人以上の者に対し、小児訪問看護を提供していること。

（対象経費及び補助金額）

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、補助対象訪問看護ステーションに勤める訪問看護師が受講する研修の受講料が 1 人 1 回当たり 1 万 5 千円以上であり、申請前年度の 1 月から 3 月及び申請年度の 4 月から 12 月の期間に修了した小児に係る医療や看護に関する研修の受講料とする。ただし、平成 30 年度においては、申請年度の 4 月から 12 月の期間に修了した小児

に係る医療や看護に関する研修の受講料とする。

- 2 補助金額は、対象経費の2分の1以内かつ、1補助対象訪問看護ステーション当たり4万円（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を限度として、予算の範囲内において補助するものとする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。また、ほかに国・地方公共団体等やその他の補助制度を受けることができる場合は、これを補助の対象としない。

（交付制限）

第5条 補助事業者が、補助金の交付を受けることができる回数は、1補助対象訪問看護ステーション当たり同一年度内に1回とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年度1月末日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする時は、「横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金交付申請書（第1号様式）」を用いなければならない。
- 3 補助金規則第14条第1項の規定による実績報告は、申請書をもって実績報告書を兼ねるものとする。
- 4 補助金規則第5条第2項の規定により、市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、「横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金交付申請書（第1号様式）」に記載のものとする。
- 5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号、同規則第14条第1項第3号から第5号に規定する書類とする。

（交付の条件）

第7条 補助金規則第7条第1項第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、補助対象訪問看護ステーションにおいて、小児訪問看護を行う体制の継続に努めるものとする。

（交付決定通知）

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、

申請者が交付決定通知書の交付を受けてから 10 日後の日とする。

(補助金額の確定通知)

第 10 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、第 8 条第 2 項に定める交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(補助金等の返還)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、返還を命じられた日から起算して 30 日以内に返還しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 12 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は平成 30 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金交付申請書

横浜市 長

申請者住所

法人名

代表者職氏名

印

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金の対象となる研修を受講し、修了しましたので、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 交付申請金額 ￥ _____ . -

2 補助対象訪問看護ステーションの概要

(1) 所在地：

(2) 訪問看護ステーション名：

(3) 小児訪問看護（20歳未満）を行っているケース数（申請日時点）： _____ 件

3 補助対象となる研修

研修名	受講者氏名	1名あたりの受講料	受講料合計
総合計額			
補助金交付申請額（総合計額の1/2 千円未満切捨 上限40,000円）			

4 添付書類

- ・収支報告書
- ・補助対象となる研修の内容や実施日、受講料等詳細が分かる書類（受講案内や開
催要綱等の写し）
- ・補助対象となる研修の受講料の支払いを証する書類（領収書等の写し）

※領収書の金額に、国内消費税及び地方消費税が含まれている場合は、その内
訳がわかる書類も併せて提出してください。
- ・補助対象となる研修を修了したことを証する書類（修了証等の写し）
- ・訪問看護計画書の写し（20歳未満の小児訪問看護受けている1名分）

※生年月日以外の個人情報には黒塗りにし、個人を特定できないようにしてくだ
さい。
- ・定款、規約、会則等
- ・役員等名簿
- ・その他参考となる書類

担当名

所属・氏名

電話番号

FAX

第 号

年 月 日

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金不交付決定通知書

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金については、次の理由により不交付とします。

理 由

担 当
連絡先

第 号

年 月 日

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション研修受講料補助金交付決定通知書

様

横浜市 長

印

年 月 日に申請のありました横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション
研修受講料補助金について、次のとおり交付します。

1 訪問看護ステーション名

2 補助金額 ¥ _____ . -

3 交付方法

交付決定後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

4 交付条件

(1)この補助金は、申請のあった経費以外には、使用しないでください。

(2)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管してください。

(3)必要があると認めるときは、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行います。

(4)虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたと認められたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。

担 当
連絡先